

Q 合併のメリットは？

A 市町村の合併には、次のような多くのメリットが期待されます。

● **広域的なまちづくりが可能となります**
 合併することによって、より大きな市町村となるため、道路・市街地・公共施設等の整備を効率よく行なうことができ、広域的な視点に立ったまちづくりを進めることができます。

● **住民の利便性と行政サービスの向上が期待できます**
 それぞれの市町村が整備してきたスポーツ施設や文化施設などの公共施設を、広い範囲の住民の方々が利用できるようになります。また、これまでは他市町村であった勤務地（外出先）が合併により同じ市町村となれば、住民票などが勤務地の近くの窓口で交付が受けられたり、勤務地に近い保育所が利用可能となるなど、住民の利便性が向上します。また、単独市町村では配置する余裕のなかった専門職の職員を確保・育成することもできるようになります。

● **行財政運営の効率化と基盤強化を行なうことができます**
 総務や企画などの管理部門を集約し効率化を図れるため、サービスや事業を直接行なう部門などに必要な職員を配置でき、住民一人ひとりへの対応を充実させることができます。また、広域的な視点から公共施設を配置できるため類似した施設への重複投資がなくなるとともに、重点的な投資による基盤整備などが可能となります。



Q 役場が遠くなって、今までより不便になりませんか？

A 合併後も、それまでの市役所や役場は引き続き「支所」などとして残すことができますので住民票の交付などの身近な行政サービスはこれまでと変わらず受けることができますし、本庁と支所などが情報ネットワークで結ばれるようになれば、ほかの支所などでも行政サービスを受けることが可能となります。

Q 住民の声が届きにくくなりませんか？

A 行政情報を積極的に提供・公開するとともに、住民参加の仕組みを整える工夫をすることにより、住民のみなさんの声を反映させることも可能と考えられます。また、合併前の旧市町村単位に、合併市町村長の諮問に応じて審議し、または意見を述べるができる「地域審議会」を設置することもできるほか、住民自治の強化などを推進する制度として「地域自治区」、「合併特例区」があります。
 ※富合町においては、「合併特例区」を設置することが承認されました。

Q 中心部だけが発展し、周辺部が取り残されませんか？

A 合併協議会では、合併後の新市の将来ビジョンとなる「合併市町村基本計画」を策定します。この計画の策定にあたって、住民のみなさんの意見を反映させれば、地域の特色を活かした均衡ある発展を図ることができます。

合併協議項目進捗状況

	協議番号	協議項目	提案	承認		協議番号	協議項目	提案	承認
基本的協議項目	1	合併の方式	第2回	◎承認	その他の協議項目	22	介護保険事業の取扱い	第4回	◎承認
	2	合併の期日				23	行政連絡機構の取扱い	第5回	
	3	新市の名称	第2回	◎承認		24	電算システムの取扱い	第5回	
	4	新市の事務所の位置	第2回	◎承認		25	広報広聴関係事業の取扱い	第4回	◎承認
	5	財産及び債務の取扱い	第3回	◎承認		26	納税関係事業の取扱い	第3・4回	◎承認
特例法による協議項目	6	議会の議員の定数及び任期の取扱い				27	消防防災の取扱い	第2回	○一部承認
	7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い				28	交通関係事業の取扱い	第4回	◎承認
	8	地域自治組織等の取扱い	第5回	○一部承認		29	窓口業務の取扱い	第5回	
	9	地方税の取扱い	第3回	◎承認		30	保健衛生事業の取扱い	第2・4・5回	○一部承認
	10	一般職の職員の身分の取扱い				31	各種福祉制度の取扱い	第2・4回	○一部承認
	11	合併市町村基本計画				32	清掃事業の取扱い		
その他の協議項目	12	特別職の身分の取扱い	第4回	◎承認		33	環境対策事業の取扱い	第2・4回	◎承認
	13	条例、規則等の取扱い				34	農林水産関係事業の取扱い	第2・4・5回	○一部承認
	14	事務組織及び機構の取扱い				35	商工・観光関係事業の取扱い	第2・4・5回	○一部承認
	15	一部事務組合等の取扱い				36	建設関係事業の取扱い	第4回	◎承認
	16	使用料・手数料の取扱い				37	都市計画の取扱い	第5回	
	17	公共的団体等の取扱い				38	下水道事業の取扱い	第5回	
	18	補助金・交付金等の取扱い				39	上水道事業の取扱い	第5回	
	19	町名・字名の取扱い	第5回			40	教育関係事業の取扱い	第2・4・5回	○一部承認
	20	慣行の取扱い	第2回	◎承認		41	選挙管理事務の取扱い	第4回	◎承認
	21	国民健康保険事業の取扱い	第4・5回			42	その他の事業の取扱い	第4・5回	○一部承認